新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 98 号
平成24年12月18日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
1467　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
1468　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
1469　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
1470　保安林の指定予定（治山課）
1471　保安林の指定予定（治山課）
1472　保安林の指定予定（治山課）
1473　保安林の指定予定（治山課）
1474　保安林の指定予定（治山課）
1475　保安林の指定予定（治山課）
1476　平成23年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
1477　道路の区域変更（道路管理課）
1478　道路の供用開始（道路管理課）
1479　道路の区域変更（道路管理課）
1480　道路の供用開始（道路管理課）
1481　土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
1482　土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
1483　建築士法による建築士事務所の処分（建築住宅課）
公　　告
新潟県スポーツ賞の表彰（秘書課）
大規模小売店舗の新設（商業振興課）
労働委員会公告
調停申請（労働委員会事務局総務課）
内水面漁場管理委員会公告
第５種共同漁業権に基づく平成25年目標増殖量（内水面漁場管理委員会）

告　　示

◎新潟県告示第1467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）　第54条の２第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の２第１項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日

有限会社山田工業	上越市柿崎区柿崎420番地５	訪問介護サービスたけのこ	上越市柿崎区柿崎420番地５	訪問介護	H24.10.1
有限会社山田工業	上越市柿崎区柿崎420番地５	訪問介護サービスたけのこ	上越市柿崎区柿崎420番地５	介護予防訪問介護	H24.10.1
株式会社みらい	新潟市西区平島３丁目5番地13Yビル１階	みらいとよば薬局	上越市大字樋場151番地1-3	居宅療養管理指導	H24.11.1
株式会社みらい	新潟市西区平島３丁目5番地13Yビル１階	みらいとよば薬局	上越市大字樋場151番地1-3	介護予防居宅療養管理指導	H24.11.1
社会福祉法人松涛会	十日町市浦田2955－１	社会福祉法人松涛会ユニット型介護老人保健施設そよかぜ倶楽部	上越市大字今泉字西蓮池1310-5	短期入所療養介護	H24.11.1
社会福祉法人松涛会	十日町市浦田2955－１	社会福祉法人松涛会ユニット型介護老人保健施設そよかぜ倶楽部	上越市大字今泉字西蓮池1310-5	介護予防短期入所療養介護	H24.11.1
社会福祉法人松涛会	十日町市浦田2955－１	社会福祉法人松涛会ユニット型介護老人保健施設そよかぜ倶楽部	上越市大字今泉字西蓮池1310-5	介護老人保健施設	H24.11.1
奥越部品株式会社	長岡市北荷頃78番地３	デイサービスおもしろ荘	長岡市北荷頃34番地２	通所介護	H24.9.1
奥越部品株式会社	長岡市北荷頃78番地３	デイサービスおもしろ荘	長岡市北荷頃34番地２	介護予防通所介護	H24.9.1
株式会社セガリオン	長岡市島崎4061番地	笑いの花	柏崎市田中8番６号	通所介護	H24.11.1
株式会社セガリオン	長岡市島崎4061番地	笑いの花	柏崎市田中8番６号	介護予防通所介護	H24.11.1
株式会社カネタ建設	糸魚川市中央２－４－２	ライフケアおれんじ	糸魚川市上刈１丁目5番22号	福祉用具貸与	H24.11.2
株式会社カネタ建設	糸魚川市中央２－４－２	ライフケアおれんじ	糸魚川市上刈１丁目5番22号	介護予防福祉用具貸与	H24.11.2
株式会社カネタ建設	糸魚川市中央２－４－２	ライフケアおれんじ	糸魚川市上刈１丁目5番22号	特定福祉用具販売	H24.11.2
株式会社カネタ建設	糸魚川市中央２－４－２	ライフケアおれんじ	糸魚川市上刈１丁目5番22号	特定介護予防福祉用具販売	H24.11.2
株式会社幸庵	三条市三竹一丁目15番２号	さくらデイサービス幸庵	三条市東本成寺158-3	通所介護	H24.11.1

株式会社幸庵	三条市三竹一丁目15番２号	さくらデイサービス幸庵	三条市東本成寺158-3	介護予防通所介護	H24.11.1
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見１丁目3番地５	まちトレ柏崎	柏崎市柳橋町9-32	通所介護	H24.11.1
株式会社アルプスビジネスクリエーション新潟	長岡市東高見１丁目3番地５	まちトレ柏崎	柏崎市柳橋町9-32	介護予防通所介護	H24.11.1
有限会社二葉	十日町市寅甲302番地１	四日町薬局	十日町市新座甲620-5	居宅療養管理指導	H24.11.2
有限会社二葉	十日町市寅甲302番地１	四日町薬局	十日町市新座甲620-5	介護予防居宅療養管理指導	H24.11.2
有限会社新潟メディカルプラン	新潟市秋葉区東金沢1681-1	みなみ薬局	長岡市沢田1丁目1-3	居宅療養管理指導	H24.11.1
有限会社新潟メディカルプラン	新潟市秋葉区東金沢1681-1	みなみ薬局	長岡市沢田1丁目1-3	介護予防居宅療養管理指導	H24.11.1
社会福祉法人玉成会	糸魚川市大字根小屋1228番地７	訪問看護ステーションかけつけ隊	糸魚川市横町四丁目6番４号	訪問看護	H24.11.5
社会福祉法人玉成会	糸魚川市大字根小屋1228番地７	訪問看護ステーションかけつけ隊	糸魚川市横町四丁目6番４号	介護予防訪問看護	H24.11.5
社会福祉法人長岡老人福祉協会	長岡市浦3060番地	介護老人保健施設桃李園訪問リハビリテーション	長岡市西津町4630番地	訪問リハビリテーション	H24.11.6
社会福祉法人長岡老人福祉協会	長岡市浦3060番地	介護老人保健施設桃李園訪問リハビリテーション	長岡市西津町4630番地	介護予防訪問リハビリテーション	H24.11.6
社会福祉法人長岡老人福祉協会	長岡市浦3060番地	桃李園居宅介護支援事業所	長岡市西津町4630番地	居宅介護支援	H24.11.6
株式会社イリス	富山県下新川郡入善町入膳3436番地４	株式会社イリス糸魚川営業所	糸魚川市押上２丁目9番53号	福祉用具貸与	H24.11.21
株式会社イリス	富山県下新川郡入善町入膳3436番地４	株式会社イリス糸魚川営業所	糸魚川市押上２丁目9番53号	特定福祉用具販売	H24.11.21
株式会社イリス	富山県下新川郡入善町入膳3436番地４	株式会社イリス糸魚川営業所	糸魚川市押上２丁目9番53号	介護予防福祉用具貸与	H24.11.21
株式会社イリス	富山県下新川郡入善町入膳3436番地４	株式会社イリス糸魚川営業所	糸魚川市押上２丁目9番53号	特定介護予防福祉用具販売	H24.11.21
株式会社エヌ・エム・アイ	長岡市緑町１丁目38番地283	小町薬局	上越市本町５－３－24當選ビル１階	居宅療養管理指導	H24.10.1

株式会社エヌ・エム・アイ	長岡市緑町１丁目38番地283	小町薬局	上越市本町５－３－24當選ビル１階	介護予防居宅療養管理指導	H24.10.1

◎新潟県告示第1468号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
上越老人福祉協会ケアプランいなほ園	上越市大字上真砂219番地	いなほ園居宅介護支援事業所	上越老人福祉協会ケアプランいなほ園	H24.10.1

◎新潟県告示第1469号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人長岡老人福祉協会	長岡市浦3060番地	介護老人保健施設桃李園	長岡市西津町4630番地	訪問リハビリテーション	H20.1.31
社会福祉法人長岡老人福祉協会	長岡市浦3060番地	介護老人保健施設桃李園	長岡市西津町4630番地	介護予防訪問リハビリテーション	H20.1.31
社会福祉法人長岡老人福祉協会	長岡市浦3060番地	介護老人保健施設桃李園	長岡市西津町4630番地	居宅介護支援	H20.1.31

◎新潟県告示第1470号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市字七曲り784から788まで、字蕪沢789、791

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1471号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県三島郡出雲崎町大字吉川字脇ノ入503から508まで、509の１、509の２、510から514まで、514の子、515から522まで、558、564、564の子、565、565の１、566、568から571まで、572の１、572の２、572の子、573、577、578、580、581、581の子、586、600、601の１、605から609まで、611から614まで、616から618まで、618の子、618の丑、619、619の１から619の３まで、620の１、656

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1472号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市五箇372、382

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1473号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市大字中ノ俣字平畑3112の３、3112の４

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1474号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字蔵々字大沢1502から1513まで、1513の子、1514から1519まで、1519の子、1520、1528から1532まで、1532の子、1533、1533の子、1534、1534の子、1535、1536、1646から1651まで、1651の子

2　指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1475号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　保安林予定森林の所在場所

新潟県長岡市阿弥陀瀬字赤坂1287の甲、1287の乙、1288から1291まで、1292の甲、1292の戊から1292の庚まで、1294

2　指定の目的

土砂の崩壊の防備

3　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1476号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を（平成24年８月24日新潟県告示第1039号）を以下のとおり変更する。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第06－12計画区・第06－13計画区・第06－14計画区・第06－15計画区・第06－16計画区・第02－19－１計画区・第02－19－２計画区・第02－19－３計画区・第02－22－１計画区・第05－16計画区・第03－19－３計画区・第09－３計画区・第14－19－３計画区・第09－19計画区・第14－11－１計画区・第09－11－１計画区・第05－15計画区及び第03－20－２計画区	平成23年４月15日から平成25年１月31日まで
長岡市	長岡市の川口南計画区	平成23年４月15日から平成24年３月31日まで
新発田市	新発田市の第１計画区	平成23年４月15日から平成24年９月28日まで
小千谷市	小千谷市の第25計画区	平成23年４月15日から平成24年３月31日まで
十日町市	十日町市の市街第２計画区・市街第３計画区・吉田第４－１計画区及び市街第１計画区	平成23年４月15日から平成24年７月31日
見附市	見附市の第１計画区	平成23年４月15日から平成24年３月31日
村上市	村上市の第34計画区（山北）・第35計画区（山北）・第36計画区（山北）・第32－２計画区（山北）・第26計画区（朝日）・第27計画区（朝日）・第28計画区（朝日）・第26計画区（神林）・第27計画区（神林）・第28計画区（神林）・第29計画区（神林）・第30計画区（神林）・第31計画区（神林）・第32計画区（神林）及び村上計画区	平成23年４月15日から平成24年８月31日
燕市	燕市の第33計画区・第34計画区・第35計画区及び第36計画区	平成23年４月15日から平成24年３月31日
糸魚川市	糸魚川市の第15計画区・第16計画区・第17計画区・第18計画区及び第19計画区	平成23年４月15日から平成24年８月31日

阿賀野市	阿賀野市の第31計画区・第32計画区・第33計画区及び第34計画区	平成23年４月15日から平成24年３月31日
佐渡市	佐渡市の第46計画区・第47計画区・第64計画区及び第48計画区	平成23年４月15日から平成24年７月31日
魚沼市	魚沼市の第４計画区・第５計画区・第６計画区・第19－１計画区・第41－１計画区・第50計画区・第51－１計画区・第16計画区・第S９計画区・第S14計画区・第S16計画区及び第S17計画区	平成23年４月15日から平成25年３月31日
南魚沼市	南魚沼市の第３計画区・第４計画区・第５計画区及び南魚沼市計画区	平成23年４月15日から平成24年11月30日
胎内市	胎内市の第40計画区及び第41計画区	平成23年４月15日から平成24年３月31日
弥彦村	弥彦村の第31計画区・第32計画区・第33計画区及び第34～37計画区	平成23年４月15日から平成24年11月30日
湯沢町	湯沢町の第061計画区・第063計画区及び第101計画区	平成23年４月15日から平成25年２月28日
刈羽村	刈羽村の第05－１計画区・第05－２計画区・第06－１計画区・第06－２計画区・第07－１計画区・第07－２計画区・第08計画区及び第09計画区	平成23年４月15日から平成24年９月30日
関川村	関川村の第12－１計画区・第14－１計画区・関川計画区及び第13－１計画区	平成23年４月15日から平成24年７月30日
粟島浦村	粟島浦村の第６－３計画区及び第４－２計画区	平成23年４月15日から平成24年９月28日

◎新潟県告示第1477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　352号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延　長
柏崎市大字宮川字下町2147番１から同市大字椎谷字大浜平82番１まで	新	7.7～15.8メートル	1,157.1メートル
	旧	7.7～13.5メートル	1,157.1メートル

備考　全区間一般国道402号と重用

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　402号
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
柏崎市大字宮川字下町2147番１から 同市大字椎谷字大浜平82番１まで	新	7.7～15.8メートル	1,157.1メートル
	旧	7.7～13.5メートル	1,157.1メートル

備考　全区間一般国道352号と重用

◎新潟県告示第1478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　352号
２　供用開始の区間
柏崎市大字宮川字下町2147番１から同市大字椎谷字大浜平82番１まで
３　供用開始の期日　平成24年12月18日

◎新潟県告示第1479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道
２　路　線　名　292号
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
妙高市大字中宿字榎木田 315 番３から 同市大字中宿字石田138番１まで	新	7.2～19.8メートル	295.1メートル
	旧	6.8～12.0メートル	295.1メートル

◎新潟県告示第1480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　292号
２　供用開始の区間

妙高市大字中宿字榎木田 315 番３から同市大字中宿字石田 138 番１まで

３　供用開始の期日　　平成24年12月18日

◎新潟県告示第1481号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第６条第１項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝谷西地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷北地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山(1)地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	土石流
北山(2)地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	土石流
赤毛沢地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1482号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第８条第１項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝谷西地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷北地区	長岡市滝谷町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1483号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第２項の規定により、次のとおり処分した。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

1　処分をした年月日
　平成24年12月３日
2　処分をした建築士事務所の名称及び所在地
　東日本ハウス株式会社新潟支店
　新潟市中央区東出来島18-14
3　開設者の名称及び代表者の氏名
　東日本ハウス株式会社
　代表取締役社長　成田和幸
4　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
　一級建築士事務所
5　登録番号
　（ニ）第2848号
6　処分の内容
　平成25年１月１日から建築士事務所の閉鎖２月
7　処分の原因となった事実
　管理建築士である佐藤輝明が国土交通大臣から業務停止２月の懲戒処分を受けた。

公　　告

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成３年新潟県規則第72号）第２条の規定により、次の者を表彰した。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　被表彰者

氏　名	住所地の市区町村等
鈴木　大輔	新潟市中央区
酒井　高徳	ドイツ　シュツットガルト

2　表彰日
　平成24年12月５日

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年12月18日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　ウオロク要町店
　所在地　長岡市要町２丁目868外
2　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　(1) 大規模小売店舗を設置する者
　　・氏名又は名称　株式会社ウオロク
　　法人代表者氏名　代表取締役社長　葛見　久則
　　住所　新潟市中央区鐙二丁目14番13号
　(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
　　・氏名又は名称　株式会社ウオロク

法人代表者氏名　代表取締役社長　葛見　久則
住所　新潟市中央区鐙二丁目14番13号

3　大規模小売店舗の新設をする日
平成25年８月８日

4　大規模小売店舗の店舗面積の合計
計2,129平方メートル

5　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計119台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・収容台数　計62台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・面積　計120平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
・位置　届出書に添付された図面のとおり
・容量　計19立方メートル

6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前９時から翌午前０時
(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前８時45分から翌午前０時15分
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
・出入口の数　２箇所
・位置　届出書に添付された図面のとおり
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前６時から午後９時

7　届出年月日
平成24年12月７日

8　縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

9　縦覧期間
平成24年12月18日から平成25年４月18日まで

10　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課　商業振興係
電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp

労働委員会公告

調停申請について（公告）

平成24年12月10日、新潟県厚生連労働組合から、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第３号の規定による調停申請があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第７条第２項及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第１号）第77条の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成24年12月18日

新潟県労働委員会
会　長　　西　野　　喜　一

1　関係当事者
　組合側　　新潟県厚生連労働組合
　使用者側　　新潟県厚生農業協同組合連合会
2　関係公益事業　労働関係調整法第８条第１項第４号に規定する医療事業
3　調停申請事項　年末手当

内水面漁場管理委員会公告

第５種共同漁業権に基づく平成25年目標増殖量について（公告）

第５種共同漁業権に基づく平成25年目標増殖量を次のとおり定めた。

平成24年12月18日

新潟県内水面漁場管理委員会　　会　長　　永　井　　泉

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第１号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	320kg	大川
		うぐい	産卵場造成	100㎡	
		いわな	放流	4,000尾	
		やまめ	放流	4,000尾	
		さくらます	放流	127,000尾	
		もくずがに	放流	20kg	
内共第２号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	200kg	勝木川
		うぐい	産卵場造成	100㎡	
		いわな	放流	3,000尾	
		やまめ	放流	3,000尾	
内共第３号	三面川鮭産漁業協同組合	あゆ	放流	3,000kg	三面川
		こい	放流	100kg	
		ふな	放流	100kg	
		うぐい	産卵場造成	150㎡	
		にじます	放流	20kg	
		いわな	放流	50,000尾	
		やまめ	放流	50,000尾	
		さくらます	放流	800,000尾	
内共第４号	荒川漁業協同組合	あゆ	放流	1,800kg	荒川
		こい	放流	330kg	
		ふな	放流	165kg	
		うぐい	産卵場造成	150㎡	
		うなぎ	放流	28kg	
		かじか	産卵場造成	200㎡	
		かじか	放流	50,000尾	
		にじます	放流	15kg	
		いわな	放流	10,000尾	
		やまめ	放流	15,600尾	
		さくらます	放流	463,000尾	
		もくずがに	放流	100kg	
内共第５号	胎内川漁業協同組合	あゆ	放流	240kg	胎内川
		こい	放流	200kg	

		ふな	放流	150kg	
		うぐい	産卵場造成	100㎡	
		かじか	産卵場造成	100㎡	
		かじか	放流	3,000尾	
		にじます	放流	160kg	
		いわな	放流	22,000尾	
		やまめ	放流	33,000尾	
内共第６号	加治川漁業協同組合	あゆ	放流	600kg	加治川
		こい	放流	160kg	
		ふな	放流	170kg	
		うぐい	産卵場造成	100㎡	
		いわな	放流	10,000尾	
		やまめ	放流	15,000尾	
内共第７号	福島潟・新井郷川漁業協同組合	こい	放流	―	福島潟ほか コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
		ふな	放流	400kg	
内共第８号	阿賀野川漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 東蒲原郡漁業協同組合	あゆ	放流	1,360kg	阿賀野川 コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
		こい	放流	―	
		ふな	放流	400kg	
		うぐい	産卵場造成	25㎡	
		にじます	放流	320kg	
		いわな	放流	27,000尾	
		やまめ	放流	28,000尾	
		かじか	放流	5,000尾	
		もくずがに	放流	100kg	
内共第９号	鳥屋野潟漁業協同組合	こい	放流	―	鳥屋野潟 コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
		ふな	放流	800kg	
内共第10号	赤塚漁業協同組合	こい	放流	80kg	御手洗潟
		ふな	放流	30kg	
内共第11号	赤塚漁業協同組合	こい	放流	500kg	佐潟ほか
		ふな	放流	100kg	
		うなぎ	放流	10kg	
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか５漁業協同組合	あゆ	放流	11,320kg	信濃川ほか
		こい	放流	7,920kg	
		ふな	放流	3,140kg	
		うぐい	産卵場造成	660㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	1,270㍉	
		うなぎ	放流	218kg	
		かじか	放流	111,400尾	

		にじます	放流	480kg	
		いわな	放流	301,300尾	
		やまめ	放流	271,800尾	
		もくずがに	放流	100kg	
内共第13号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	150kg	奥只見ダム湖 北ノ又川ほか
		ふな	放流	100kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	18,000千粒	
		にじます	放流	840kg	
		いわな	放流	25,000尾	
		やまめ	放流	37,500尾	
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか２漁業協同組合	こい	放流	400kg	只見川
		ふな	放流	100kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		うぐい	放流	700,000尾	
		わかさぎ	人工ふ化放流	2,000千粒	
		いわな	放流	90,000尾	
		やまめ	放流	67,000尾	
内共第15号	柏崎・刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	20kg	鯖石川
		こい	放流	200kg	
		ふな	放流	130kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
内共第16号	柏崎・刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	80kg	鵜川
		こい	放流	100kg	
		ふな	放流	70kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		いわな	放流	2,000尾	
		やまめ	放流	3,000尾	
内共第18号	関川水系漁業協同組合	あゆ	放流	320kg	関川
		こい	放流	40kg	
		ふな	放流	40kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		にじます	放流	160kg	
		いわな	放流	3,000尾	
		やまめ	放流	3,000尾	
内共第19号	関川水系漁業協同組合 ほか１漁業協同組合	うぐい	産卵場造成	30㎡	関川上流 (県境部)
		にじます	放流	40kg	
		いわな	放流	3,000尾	
		やまめ	放流	1,000尾	
内共第20号	桑取川漁業協同組合	あゆ	放流	80kg	桑取川
		うぐい	産卵場造成	60㎡	
内共第21号	能生内水面漁業協同組合	あゆ	放流	130kg	能生川
		うぐい	産卵場造成	150㎡	
		かじか	放流	5,000尾	
		にじます	放流	960kg	

		いわな	放流	13,000尾	
		やまめ	放流	13,000尾	
内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	320kg	早川
		うぐい	産卵場造成	150㎡	
		かじか	放流	3,000尾	
		にじます	放流	160kg	
		いわな	放流	15,000尾	
		やまめ	放流	15,000尾	
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	320kg	海川
		うぐい	産卵場造成	150㎡	
		かじか	放流	3,000尾	
		にじます	放流	160kg	
		いわな	放流	15,000尾	
		やまめ	放流	15,000尾	
内共第24号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	640kg	姫川
		うぐい	産卵場造成	200㎡	
		かじか	放流	3,000尾	
		にじます	放流	160kg	
		いわな	放流	30,000尾	
		やまめ	放流	26,000尾	
内共第25号	国府川漁業協同組合	あゆ	放流	200kg	国府川
		こい	放流	100kg	
		ふな	放流	100kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		にじます	放流	160kg	
		いわな	放流	20,000尾	
		やまめ	放流	20,000尾	
内共第26号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	185kg	羽茂川
		こい	放流	30kg	
		ふな	放流	30kg	
		うぐい	人工ふ化放流	1,000千粒	
		にじます	放流	50kg	
		いわな	放流	5,600尾	
		やまめ	放流	9,000尾	
内共第27号	加治川漁業協同組合	さくらます	放流	263,000尾	加治川
合計		あゆ	放流	21,135kg	
		こい	放流	10,310kg	
		ふな	放流	6,025kg	
		うぐい	産卵場造成	2,365㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	2,270千粒	
		うぐい	放流	700,000尾	
		うなぎ	放流	256kg	
		わかさぎ	人工ふ化放流	20,000千粒	
		かじか	産卵場造成	300㎡	
		かじか	放流	183,400尾	
		にじます	放流	3,685kg	

		いわな	放流	648,900尾	
		やまめ	放流	629,900尾	
		さくらます	放流	1,653,000尾	
		もくずがに	放流	320kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こい	放流	1,000kg	信濃川
		ふな	放流	500kg	
		もくずがに	放流	100kg	
	加茂川漁業協同組合	あゆ	放流	180kg	加茂川
		こい	放流	110kg	
		ふな	放流	340kg	
		うぐい	産卵場造成	200㎡	
		にじます	放流	40kg	
		いわな	放流	2,300尾	
		やまめ	放流	3,300尾	
	五十嵐川漁業協同組合	あゆ	放流	1,200kg	五十嵐川
		こい	放流	90kg	
		ふな	放流	90kg	
		うぐい	人工ふ化放流	1,220千粒	
		うなぎ	放流	8kg	
		かじか	放流	5,400尾	
		にじます	放流	120kg	
		いわな	放流	9,000尾	
		やまめ	放流	14,000尾	
	刈谷田川漁業協同組合	あゆ	放流	70kg	刈谷田川
		こい	放流	50kg	
		ふな	放流	50kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		にじます	放流	40kg	
		いわな	放流	10,000尾	
		やまめ	放流	5,000尾	
	魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	8,800kg	魚野川
		こい	放流	6,600kg	
		ふな	放流	2,100kg	
		うぐい	産卵場造成	400㎡	
		うなぎ	放流	200kg	
		かじか	放流	100,000尾	
		にじます	放流	160kg	
		いわな	放流	250,000尾	
		やまめ	放流	207,500尾	
	中魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	1,070kg	清津川
		こい	放流	70kg	
		ふな	放流	60kg	
		うぐい	産卵場造成	10㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	50千粒	

		うなぎ	放流	10kg	
		かじか	放流	6,000尾	
		にじます	放流	120kg	
		いわな	放流	30,000尾	
		やまめ	放流	42,000尾	
計		あゆ	放流	11,320kg	
		こい	放流	7,920kg	
		ふな	放流	3,140kg	
		うぐい	産卵場造成	660㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	1,270千粒	
		うなぎ	放流	218kg	
		かじか	放流	111,400尾	
		にじます	放流	480kg	
		いわな	放流	301,300尾	
		やまめ	放流	271,800尾	
		もくずがに	放流	100kg	

内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	150kg	只見川
		ふな	放流	100kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	2,000千粒	
		いわな	放流	25,000尾	
		やまめ	放流	25,000尾	
	檜枝岐村漁業協同組合	うぐい	人工ふ化放流	700,000尾	只見川
		いわな	放流	65,000尾	
		やまめ	放流	42,000尾	
	伊北地区非出資漁業協同組合	こい	放流	250kg	只見川
計		こい	放流	400kg	
		ふな	放流	100kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		うぐい	放流	700,000尾	
		わかさぎ	人工ふ化放流	2,000千粒	
		いわな	放流	90,000尾	
		やまめ	放流	67,000尾	